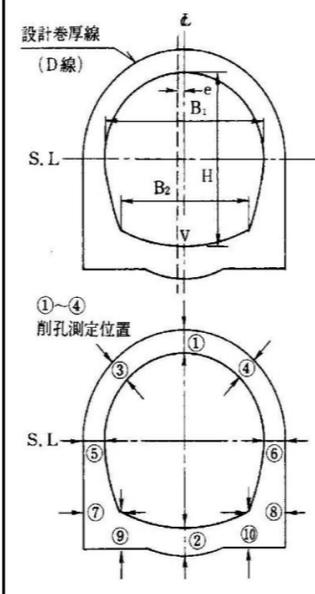
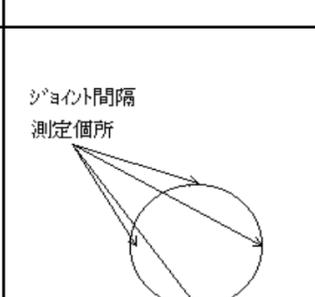
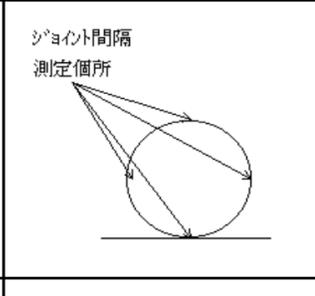
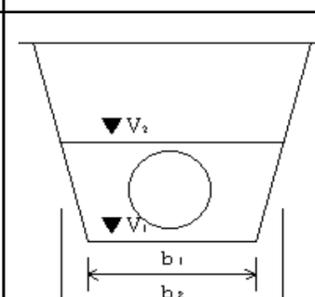


出来形検査基準規格値 (単位mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第12編 土地改良編	12-1 水路トンネル (支保工) (コンクリート覆工)	間隔 L	±75	(1) 基準高、幅、高さ 延長100mにつき1箇所以上測定。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を10打設長の割合で中間と終点を図に示す各点①~⑩で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて10打設長の割合で端点(施工継手の位置)において、図に示す各点①~⑩の巻厚測定を行う。 ただし、上半断面先進工法の場合④~⑦については、上半のセントルの間隔程度でよい。 (ハ) セン孔による巻厚の測定は、図の①は100mに1箇所、②~③は200mに1箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のセン孔による測定を行う。 ただし、漏水の多い場合などで上記によることが好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を拡げることができる。		土地改良に適用	
		幅 b(Bタイプ)	-0				
		幅 b(C、Dタイプ)	-40				
		基準高	±50				
		厚さ t	-0				
		幅 b	-40				
		高さ h	-40				
		中心線のずれe	直線	±100			
			曲線	±150			
		施工延長	L < 150m	-150			
			L ≥ 150m	-0.1%			
	12-2	防護柵	施工延長 L	-200	施工延長200mにつき、1箇所以上測定。	土地改良に適用	
	12-3	管水路 (RC管、PC管)	基準高	(注1) ±50 ±30	基準高については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれ、ジョイント間隔、ゴム輪位置については適宜測定。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。 中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
中心線のずれ			±100				
ジョイント間隔			農林省監修土木工事 施工管理基準による				
施工延長			L < 200m: -200 L ≥ 200m: -0.1%				
	12-4	管水路 (铸铁管、強化プラスチック複合管)	基準高	(注1) ±50 ±30	基準高については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれ、ジョイント間隔、ゴム輪位置については適宜測定。 (注1) 被圧地下水のある場所に適用		基準高の測定は管底を原則とする。ただし、φ1350mm以下又は管底での測定が困難な場合は管頂まで埋戻後の管頂でも良い。 中心線のずれの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。
中心線のずれ			±100				
施工延長			L < 200m: -200 L ≥ 200m: -0.1%				
ジョイント間隔			農林省監修土木工事 施工管理基準による				
	12-5	管水路 (硬質塩化ビニール管)	基準高	±50	基準高あるいは埋設深については、施工延長100mにつき1箇所以上測定。 中心線のずれについては、適宜測定。		土地改良に適用 埋設深は基準高を規定していない場合に適用する。
施工延長			L < 200m: -200 L ≥ 200m: -0.1%				
埋設深			-50				
中心線のずれ			±120				
	12-6	管水路基礎	高さ (V ₂ -V ₁)	±30	施工延長100mにつき、1箇所以上測定。		土地改良に適用 基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。
幅			-100				

第12編 土地改良編

出来形検査基準規格値 (単位mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
第12編 土地改良編	12-7 ほ場整備農地開発 U字溝BF水路	基準高	±40	施工延長200mにつき1箇所以上測定。			
		幅	$b < 1.0\text{m}$				-50
			$b \geq 1.0\text{m}$				-100
		接合	10本当たり				±50
		施工延長	$L < 200\text{m}$				-200
			$L \geq 200\text{m}$				-0.1%
	法勾配	n	±0.1				
	12-8 ほ場整備農地開発 組立柵きょ工	基準高	±50	施工延長200mにつき1箇所以上測定。			
		幅	b				-40
		接合	10本当たり				±50
		施工延長	$L < 150\text{m}$				-150
			$L \geq 150\text{m}$				-0.1%
		法勾配	n				±0.1
	12-9 ほ場整備農地開発 土水路工	基準高	±100	施工延長300mにつき1箇所以上測定。			
		水路幅	b_1				-75
		天端幅	$b_2 < 1.0\text{m}$				-50
			$b_2 \geq 1.0\text{m}$				-100
		高さ	h				-75
施工延長		$L < 200\text{m}$	-400				
		$L \geq 200\text{m}$	-0.2%				
法勾配	n	±0.1					
12-10 ほ場整備農地開発 土砂道	基準高	±150	幹線道路: 施工延長200mにつき1箇所以上測定。 支線道路: 施工延長500mにつき1箇所以上測定。				
	幅					-150	
	路床厚					-45	
	施工延長	$L \geq 200\text{m}$				-0.2%	
$L < 200\text{m}$		-400					
12-11 敷砂利	幅		-100	施工延長300mにつき1箇所以上測定。		土地改良に適用	
	厚さ		-45				
	施工延長	$L < 50\text{m}$	-100				
$L \geq 50\text{m}$		-0.2%					
12-12 ほ場整備整地工 (水田)	基準高 (指定した時)		±150	3ha当たり1筆の割合で、10アール当たり3箇所以上測定。			
	表土深		-20%				
	均平度		±50				
12-13 ほ場整備整地工 (畑地)	基準高 (指定した時)		±200	3ha当たり1筆の割合で、10アール当たり3箇所以上測定。			
	表土深		-20%				
	均平度		±100				
12-14 ほ場整備畦畔工	畦畔高	h	-50	施工延長500mにつき1箇所以上測定。			
	畦畔幅	b	-50				
	法勾配	n	±0.1				
12-15 ほ場整備農地開発 暗渠排水工	布設深		-75	10本につき1本の割合で以下により測定。 上・下流端の2箇所、ただし、1本の布設長が100m以下のときは、中間点を加えた3箇所を測定。			
	間隔		±750				
	施工延長	$L < 500\text{m}$	-1,000				
		$L \geq 500\text{m}$	-0.2%				
12-16 農地造成 (山成畑)	幅及び長さ		±0.5%	1ha当たり1箇所以上測定。	指定した時	1ha当たりおおむね1箇所測定	
	耕起幅		±0.5%				
	基準高		±300				
	耕起深	(果樹)	-75				
(野菜)		-15					
12-17 農地造成 (テラス)	幅員		-150	テラス延長200mにつき1箇所以上測定。			
	耕起幅		-150				
	耕起深	(果樹)	-75				
		(野菜)	-15				
	土水路	幅					-75
高さ			-75				
12-18 土壌改良	P H測定		±0.5	施工面積100ha当たり1箇所の割合で測定(深さ15cm)。改良剤散布後2週間以上経過してから測定する。			

第12編 土地改良編

出来形検査基準規格値 (単位mm)

番号	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
第12編 土地改良編	12-24 ため池改修工 (洪水吐工)	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のずれについては施工延長2スパンにつき1箇所割合で測定する。箇所単位のものについては構造図の寸法表示箇所、任意に部分を測定する。					
		幅 B	±30						
		厚さ T	±20						
		高さ H	±30						
		中心線のずれ e	直線部				±50		
			曲線部				±100		
		スパン長 L	直線部				±20		
			曲線部				±30		
	施工延長 (又は長さ)	-150							
	12-25 ため池改修工 (樋管工) 同上付帯構造物 土砂吐ゲート等	基準高 V	±30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のずれについては施工延長20mにつき1箇所割合で測定する。ジョイント間隔については、2本毎に測定する。箇所単位のものについては構造図の寸法表示箇所、任意の部分を測定する。					
		幅 B	-20						
		厚さ T	-20						
		高さ H	-20						
		中心線のずれ e	直線部				±50		
			曲線部				±100		
		施工延長 (又は長さ)	-150						
		12-26 共通工事 (UAV出来形管理技術及びTLS出来形管理技術の場合)	掘削				平場	標高較差	±100
	法面 (小段含む)			水平または標高較差	±70	±160			
				天端	標高較差	±100	±150		
	盛土			法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190		
			平均値	個々の計測値					
	ほ場整備工事 (UAV出来形管理技術及びTLS出来形管理技術の場合)		基盤造成、表土整地	平場	標高較差	±50	±150		
			平均値	個々の計測値					
	舗装工事 (TLS出来形管理技術の場合)		下層路盤	基準高	+50、-15	±90	1. 下層路盤、上層路盤における個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 2. 基層、表層、コンクリート舗装版における個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。		
厚さあるいは標高較差				+50、-15	±90				
上層路盤 (アスファルト)				厚さあるいは標高較差	-10	-63			
上層路盤 (コンクリート)				厚さあるいは標高較差	-8	-66			
基層 (アスファルト)				厚さあるいは標高較差	-4	-25			
表層 (アスファルト)		厚さあるいは標高較差		-4	-20				
コンクリート舗装版		厚さあるいは標高較差		-3.5	-22				
共通工事 (出来形管理用TS技術の場合) ほ場整備工事 (出来形管理用TS技術の場合) 管水路工事 (出来形管理用TS技術の場合)	測定項目は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編 (12-1~12-25) に定められたものとする。	規格値は、出来形管理基準の第1編共通編及び第12編土地改良編 (12-1~12-25) に定められたものとする。	1. 1工事につき1管理断面を出来形管理用TS等光波方式等を用い測定。 (「情報化施工技術の活用ガイドライン (農林水産省農村振興局整備部設計課)」を参照)	掘削、盛土、管水路、開水路の出来形測定対象点は下図のとおりとし、ほ場整備工事及び図示がない工種は、第1編共通編及び第12編土地改良編 (12-1~12-25) に定められた測定箇所とする。					

注) 上記施工管理基準に記載のない工種については、第1編 第1章1-1-27 施工管理基準の規定に従う。